

利用期間更新申請と、機関責任者の変更申請をあわせて行いたい

問題

「利用期間更新申請」と「機関情報変更申請（とくに機関責任者の変更）」をあわせて行いたい。

この場合、利用期間更新申請には新任と現任（変更前）のどちらの機関責任者の自署押印が必要か。

解決方法

「機関情報変更申請」「利用期間更新申請」の2つを同封して提出することができます。

「機関情報変更申請」には、原則、現任（変更前）の機関責任者の署名と印が必要です。新任の機関責任者の署名と印の場合、印は役職印や機関の公印が望ましいです。私印であった場合は、弊所担当よりお電話で申請内容についてご本人に確認させていただきます。

「利用期間更新申請」を一緒に提出する場合、こちらは新任の機関責任者の署名と私印で問題ありません。

関連記事

- [利用期間更新申請と、機関責任者の変更申請をあわせて行いたい](#)
- [利用期間更新申請と、経理担当者の変更をあわせて行いたい](#)